

平成30年度 京都府若者就職支援施策等実施方針

1 趣 旨

京都府若者就職支援施策等実施方針は、「京都府若者の就職等の支援に関する条例」（平成27年京都府条例第46号）第6条の規定により、若者の雇用の安定と職業能力の向上を図るため、京都府が講じる平成30年度の若者就職支援施策等の方針を示すものである。

なお、施策の実施に当たっては、国、市町村、若者の就職等の支援を行う団体その他の若者の就職等に関する関係者と連携・協働して取り組むものとする。

2 平成30年度施策の方針

業種・地域を問わない人手不足と少子高齢化を踏まえて、将来を支える若者が働くことを通じた自己実現と、女性、障害者、高齢者、留学生などを含めたダイバーシティの実現を目指して以下の施策方針を定める。

○産業施策と雇用施策を一体的に進めるほか、京都ジョブパークによる人材確保及び就職促進、高等技術専門校による人材育成を推進

○中小企業人材確保推進機構を設立し、京都労働局、京都府、京都市及び経済団体等が一体となって京都ジョブ博やインターンシップ見本市を開催するなど、京都産業を支える中小企業の人材確保をオール京都で推進

○中小企業の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員の奨学金返済支援を行う中小企業の更なる開拓・支援

○いわゆるブラック企業・ブラックバイトを根絶し、人手不足に対応するため、中小企業の労働生産性の向上と就労環境を改善し、企業の魅力向上を図るとともに、採用・定着まで、一貫した支援をきめ細かく実施し、人材確保対策を強化

- 産学公が連携した「京都創生インターンシップ会議」を核として、学生に対して京都企業への就職に向けた動機付けを強化
- 共生社会の実現に向け、障害者の相談から就職・定着までの一貫した就職支援の推進に加え、企業での働きやすい職場環境の整備や定着を促進する事業を強化
- 就職の難しい若者の就職をサポートするため、NPO等が行う訓練活動や就職支援活動の支援を強化するとともに、支援を受けた若者の雇用主の認証制度を推進
- 京都労働局、京都府及び京都市による「京都ブラックバイト対策協議会」における労働関係法令やブラックバイト相談窓口の開設など労働相談窓口の周知啓発、事業所への就労環境向上に向けた啓発等を推進
- ワークルール等教育充実会議の開催
高校生や大学生向けの働くことに関する教育カリキュラムの拡充・実施

3 若者の職業生活の動向

雇用情勢の改善が進む中、京都府内の平成30年3月新規学校卒業者の就職内定率は、高校で88.9%（1月31日現在）と前年同月比0.7ポイントの減となったが、求人倍率は、2.84倍となった。また大学の就職内定率も前年同月比0.8ポイント増の87.3%（2月1日現在）となり、平成22年度の調査開始以来最高となるなど、若者の就職環境は改善している。

一方、非正規雇用労働者（※1）の数が増加し、過去最高の水準となる中、京都府の非正規雇用の割合も4割を超えて、全国で3位の高水準にあり、全国との差は若年層で大きくなっている。

※1 非正規雇用労働者…勤め先での呼称が「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」などで、一般職員、正社員などの正規の職員・従業員以外である者

特に、正社員として働ける機会がないために非正規で働いている者、いわゆる「不本意非正規雇用労働者」の割合は全体で14.3%であり、25～34歳では22.4%と他の年齢層に比べて高いが、減少傾向で推移している。

非正規雇用は、雇用が不安定、賃金が低いことに加え、職業能力開発の機会が不足しているなどの問題が指摘されることから、引き続き、正社員としての就職、不本意非正規雇用労働者の正社員化に向けた対策が重要である。

また、京都府には優良な中小企業が多く存在するが、学校卒業見込者等は大企業志向が高く、採用意欲の高い中小企業との間でミスマッチが生じていることから、中小企業

の魅力積極的に発信することにより、学校卒業見込者等（その保護者を含む）の意識に働きかけてミスマッチを解消し、京都府内の中小企業の人材確保を支援することも重要

若者の数が減っているにもかかわらず、ニート（※1）数は全国で54万人と高止まり、ひきこもり数（※2）も全国で54.1万人（京都府：1.1万人）と推計されていることや、京都ジョブパークを利用する若者の中にも長期間就職が決まらない利用者が存在していることから、就職が困難な若者の状況に応じた就職支援が必要である。

※1 ニート…若年無業者。15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者

※2 ひきこもり数…15～39歳の若者のうち、「狭義のひきこもり」及び「広義のひきこもり」に該当する状態となつて6ヶ月以上の者の推計

- ・狭義のひきこもり：「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」状態に該当する者
- ・広義のひきこもり：「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」状態に該当する者

新卒者の離職率は、横ばい傾向（3年後の離職率【全国】：大学32.2%、高校40.8%、中学67.7%）にあり、中でも就職後1年以内に離職する者が多い。

若者の人材確保・職場定着のためには、労働時間・休暇・休日等の労働法令を遵守した適正な労働条件はもとより、長時間労働是正、人材育成など、就労環境の改善に向けた積極的な取組が求められる。

若者がワークルールの知識をはじめ、自らの適性等の理解や必要な企業理解が不十分なまま安易に就職すること等により、抱いていたイメージと現実のギャップに苦しみ早期に離職するケースが多く、就職段階における企業研究に加えて、若者の職業観・就労意識の形成・向上・労働教育の推進を図る必要があることから、教育機関との連携を強化し、高校、大学の低学年次からキャリア教育を推進することが重要

4 若者就職支援施策等

（1）若者の就職の支援施策（第7条関係）

国と府の職業訓練を一体的に計画・実施する「国・府一体人づくり事業」により、産業界や地域のニーズを踏まえた人材を育成するとともに、「新卒応援ハローワーク」の機能を備えた京都ジョブパークにおいて、京都企業とのマッチングを図り、若者の正規雇用を促進

「京都ジョブナビ」による各種イベント・セミナー等の情報発信をはじめ、ホワイトセクション（従業員の雇用環境の向上に取り組む企業）に該当する中小企業の魅力を発信、企業説明会や企業見学会を積極的に実施することに加え、京都ジョブパークと中小企業応援隊、ハローワークが情報を共有することで、府内中小企業の人材確保を支援し、若者とのマッチングを促進

【新規事業】

◆全国からの人材流入促進

地域に滞在して働きながら、地域との交流も行う就業地域体験(京都ワーク・ステイ)事業を実施

<目標：受入募集人数 40人>

◆障害者雇用サポート強化事業

共生社会の実現に向け、障害者の相談から就職・定着までの一貫した就職支援の推進に加え、企業での働きやすい職場環境の整備や定着を促進する事業を強化 <目標：障害者雇用率 2.2%>

◆京都ジョブパークにおける人材確保機能

中小企業人財確保センターを中核として、京都企業の人材確保から定着までを一貫支援

- ・中小企業人財確保推進機構を通じ、経済団体等と連携した合同企業説明会「京都ジョブ博」を開催
- ・求職者のWEB適性診断による企業とのマッチング支援を実施

【継続事業】

◆就労・奨学金返済一体型支援事業

中小企業の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員の奨学金返済支援を行う中小企業の更なる開拓・支援

・従業員へ奨学金返済に係る手当等を支給する奨学金返済負担軽減支援制度を設けた中小企業の負担額の一部を補助

補助額：企業負担額の1/2以内

(年間奨学金返済額の1万円を超える部分の1/2以内)

就職後1～3年目 上限9万円/人・年

就職後4～6年目 上限6万円/人・年

<目標：奨学金の返済負担軽減制度を設けた企業数 100社>

◆地域産業雇用創出事業

ものづくり分野の新事業創造から雇用創出、人材育成、人材確保まで、産業政策と雇用政策をオール京都体制で一体的に推進することにより、良質で安定的な雇用を創出

<目標：雇用創出数 1,500人 (うち正規雇用率85%)>

◆観光産業正規雇用化促進事業

観光産業分野において、国の「地域活性化雇用創出創造プロジェクト」を活用し、求人開拓や経営人材・多能力社員等の育成、就労環境改善などを一体的に推進し、正規雇用化と人材を確保

<目標：正規雇用創出数 500人>

◆府立高等技術専門校での職業訓練の実施

就職を希望する新規学卒者や若年求職者、転職を希望する離職者や障害のある

方を対象とした職業訓練を実施

<目標：高等技術専門学校（施設内訓練<一般>）修了生就職率 100%>

<目標：高等技術専門学校（施設内訓練<障害>）修了生就職率 85%>

◆京都ジョブパークにおける就業支援機能

京都ジョブパークや北京都ジョブパークにおいて、ハローワークと一体となって、相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供

<京都ジョブパークにおける若者正規雇用就職内定率 95%>

◆京都JPカレッジ事業

社会人基礎力の不足等により就職活動が長期化している求職者等を対象に、個々のニーズやレベルに応じた社会人基礎力研修をアラカルト方式で実施し、不足するスキルを補完した上で、京都ジョブパーク等で実施する就職支援により正規雇用化を促進

◆国・府一体人づくりの推進

国と府の職業訓練の総合的・一体的な計画を策定・実施することで、求職者に最適な訓練を提供するとともに、職業訓練機関と就職支援機関による一貫した支援を実施

◆離職者等再就職訓練事業

産業構造の変化に伴う企業の人材ニーズや求職者の能力水準等に応じた効果的な職業訓練を実施（基礎的ITリテラシーの習得や国家資格を習得する長期のコース等を新設）することで、離職者等の再就職を促進

◆京都企業への就職について学生へのアウトリーチ強化

学生が集うカフェを活用した就職相談、京都企業紹介

(2) 基礎的・実践的就職支援事業の支援に関する施策（第8条～17条関係）

条例に基づき計画の認定を受けたNPO等団体が行う活動を支援

就職支援事業に取り組むNPO等の事例発表会を開催し、ノウハウの共有、ネットワークの構築等による支援内容の充実

また、ひきこもり支援団体等及び基礎的就職支援団体並びに実践的就職支援団体の連携強化を支援し、ひきこもりの若者などの支援対象者の段階に応じた適切な支援団体へのスムーズな移行を図る。

○ 基礎的就職支援事業の支援に関する施策（第8条～第15条）

【継続事業】

◆京都わかもの就職支援等推進事業

若者の就職支援事業に関する計画を策定し、認定を受けたNPO等の活動を支援
補助率：2分の1（2,000千円以内）

※ただし、特に就職の難しい若者を支援する場合は、補助率3分の2

<目標：就職支援計画認定件数 累計50件 補助金活用事業者数 10件>

◆不動産取得税の軽減

基礎的就職支援事業の用に供する家屋（その敷地である土地を含む。）を取得した場合、不動産取得税を軽減（2分の1） 上限額：1,000千円

◆ひきこもり支援職親事業

ひきこもりの人を受け入れる事業所（＝職親）の募集及び登録を行い、就労体験活動を実施

◆ひきこもり訪問応援「チーム絆」事業（若者自立促進事業（H29事業終了）より業務移管）

ひきこもり状態からの回復、復学や就労等に向けた相談支援を実施

○ 実践的就職支援事業の支援に関する施策（第16条～第17条）

【新規事業】

◆若者就職・定着応援事業

就職の難しい若者に対し2ヶ月間の訓練（社会人基礎力訓練・個別相談ものづくり等基礎知識訓練、ものづくり等企業実地訓練）を実施

訓練後2ヶ月間は、就職・定着支援を実施（これを原則とするが柔軟に対応）

<目標：就職率75%以上、企業の生産活動への貢献度75%以上、就職した者の6ヶ月後の定着率85%以上>

【継続事業】

◆不動産取得税の軽減【再掲】

(3) 若者の職場への定着の支援に関する施策（第18条関係）

いわゆるブラック企業・ブラックバイトを根絶し、人手不足に対応するため、中小企業の労働生産性の向上と就労環境を改善し、企業の魅力向上を図るとともに、採用・定着支援まで、一貫した支援をきめ細かく実施し、人材確保対策を強化

中小企業の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員の奨学金返済支援を行う中小企業を支援

基礎的・実践的就職支援事業による支援を受けた若者を雇用した事業主の認証制度により若者の職場への定着を支援

【新規事業】

◆働き方安心社会実現事業

人手不足に対応するため、中小企業の就労環境を改善し、企業の魅力向上を図るとともに、採用・定着支援まで、一貫した支援をきめ細かく実施し、人材確保対策を強化

・人材確保対策補助金

中小企業の採用力強化や人材確保につながる取組を支援

補助率：2分の1（上限：20万円）

・京都府労働相談所内にメール相談もできる「ブラックバイト相談窓口」設置

- ・企業経営者向けの労働法令等に関するセミナーの実施
- ・ホームページのリニューアルや若者等に相談機関などをPRするイベントの実施

◆労働生産性向上推進事業

- ・人手不足に対応するための労働生産性向上に資するIoTツールの導入等を支援

補助率：2分の1（上限：100万円）

【継続事業】

◆働き方安心社会実現事業

- ・「就労環境改善サポートセンター」の運営
- ・就労環境改善サポート補助金
長時間労働の是正等、中小企業の就労環境改善の取組を支援
補助率：2分の1（上限：30万円）
- ・中小企業等に社会保険労務士を派遣し、就労環境の改善等に向けたアドバイスを実施
- ・意識改革のため、観光、介護・保育、ものづくり等の新しいワークスタイル分野別会議の開催、ワークルール等教育充実会議の開催、新しいワークスタイルシンポジウム・セミナーの開催

◆京都わかもの就職支援等推進事業(職場定着支援事業助成)

実践的就職支援事業等により就職した若者の職場定着を支援するNPO等法人団体を支援

◆就労・奨学金返済一体型支援事業【再掲】

◆「京都ブラックバイト対策協議会」の取組

京都労働局、京都府及び京都市で設置した協議会の取組として、労働法制に関する授業・講義の実施や学生の労働トラブルへの対応を図るとともに、学生に対する労働相談や労働法制の周知などを実施

◆就職支援事業による支援を受けた若者を雇用した事業主の認証を実施

<目標：京都わかもの自立応援企業認証件数 20件>

◆女性活躍支援拠点の運営

オール京都体制で運営する女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」を中心に、企業における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進を支援

◆労働相談事業

京都府労働相談所において来所又はフリーダイヤルで各種労働相談を実施

- ・労働相談
- ・特別労働相談（弁護士）
- ・メンタルヘルス相談（産業カウンセラー）

◆府制度融資金利優遇

支援を受けた若者を雇用した事業主として条例の認証を受けた事業者が利用する

融資制度の金利を優遇

融資金利 0.2%引下げ（中小企業支援融資、小規模企業おうえん資金）

（４）キャリア教育の推進に関する施策（第 19 条関係）

若者の非正規雇用の増加や新卒就職者の早期離職の問題等に対応するため、大学と連携した大学 1 回生からの京都企業への早期インターンシップや若者が就職する前の段階で、労働法令に関する知識や職業観を身につけるための出前講座等を実施するなど、産学公のオール京都体制で構成する「京都キャリア教育推進協議会」を中心にキャリア教育を推進

【新規事業】

◆京都創生インターンシップ事業

産学公が連携した「京都創生インターンシップ会議」を核として、学生に対して京都企業就職への動機付けを強化

- ・「インターンシップ見本市」の開催
- ・学生が集うカフェを活用した就職相談、京都企業紹介
- ・課題解決型などオーダーメイドによるインターンシップ事業の展開

<目標：大学生のインターンシップ参加者数 500 人

インターンシップ受入企業数 200 社>

【継続事業】

◆ワークルール等教育充実会議の開催

高校生や大学生向けの働くことに関する教育カリキュラムの拡充・実施

◆大学と共同で学生の京都企業への就職を促進

- ・京都府から大学に講師（京都企業の経営者等）を派遣し、大学において京都企業に対する理解を向上させる「京都産業学セミナー」の実施

<目標：京都産業学セミナー開催数 50 回 実施校 30 校>

◆わたしの未来づくり支援事業

府立高校生を対象とした職業体験などによる職業観の育成と、働く上で必要な労働法規などの社会的知識の習得を促進

◆京都ウィメンズベースアカデミー運営

- ・女性社員を対象とした人材育成のための研修を実施
- ・テーマ別に女性活躍施策の立案・実践を行うラボ（研究所）の運営や企業を超えたロールモデルやメンターとの関係構築を支援

◆女性活躍に係る研修

世界屈指のハイテク企業が集積する京都の特色を生かし、女子学生の進路選択に資するよう、先端企業の理系女性から仕事や生活のスタイルについて聞き、交流

する機会等を提供

◆「京都キャリア教育推進協議会」の運営

- ・小学校から大学等に至るまで、各教育機関が取り組む社会的・職業的自立に向けた段階的・総合的なキャリア教育について、産学公のオール京都体制により連携、バックアップ
- ・府内の大学と企業との結びつきを強くするための連携のあり方を検討

◆大学生の早期インターンシップ等による京都企業の理解促進

- ・大学1回生からの早期インターンシップに取り組む府内大学のキャリアセンター等と一体となってキャリア教育と就職支援を推進
- ・大学等が実施する京都企業へのインターンシップ事業等に関する助成

◆労働教育の推進

- ・出前講座の実施
若者がアルバイトや就職する前の段階で、労働法令に関する知識や職業観を身につけ、仕事と生活の調和について理解するため、社会保険労務士等が高校や大学等に出向いて、講座を実施
- ・リーフレットの作成
働く上で知っておくべき労働の基本的な知識やワークルールに関するリーフレットを作成し、府内の高校生等を対象に配布

<目標：高校生・大学生等若年者への出前講座 50件 4,000人>

5 関係者との連携・協働

◇公労使の連携

- ・行政・労働者団体・使用者団体の代表者で構成する「京都労働経済活力会議」において次のような方向性で取り組むことを確認
 - ①オール京都で働き方改革を進め、人づくり・人材確保に取り組むことで、一人ひとりの心豊かで文化的な生活を実現し、京都企業の成長を強力に支援する。
 - ②多様で柔軟な働き方を推進するとともに、女性、若者、障害者、高齢者、外国人等多様な働き手を支援する。
- ・「輝く女性応援京都会議」のもと、京都ウイメンズベースにおいて、職場における女性活躍と仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進
- ・「京都次世代ものづくり産業雇用創造プロジェクト推進協議会」及び「観光産業正規雇用化促進事業推進協議会」に府内の公労使が参画し、オール京都体制でものづくり産業や観光産業への安定的な雇用創出を推進

◇国との連携

- ・「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づき、若者の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、相互に連携
- ・若者等へのきめ細かい支援を行うため、京都わかものハローワーク、京都新卒応援ハローワークと京都ジョブパークが緊密な連携を図り、新卒者・若者のニーズ

に応じた就職支援及び職場定着支援を実施

- ・「京都府雇用対策協定」に基づき、さらに効果的な雇用施策及び産業人材の育成に向けて国・府関係機関の3者の強みを結集し取り組む
- ・「京都ブラックバイト対策協議会」において労働法制に関する授業・講義の実施や学生の労働トラブルへの対応を図るとともに、連携して学生に対する労働相談や労働法制の周知などを実施
- ・「京都府地域両立支援推進チーム」による病気の治療と仕事の両立に向けて、オール京都で支援

◇京都市との連携

- ・「京都市わかもの就職支援センター」と連携し、低年次から学生と魅力ある京都の企業との交流を促進するとともに、社会人としてのマインドの醸成から就職・定着までを一貫支援し、市内中小企業の担い手確保の取組を強化
- ・「京都ブラックバイト対策協議会」【再掲】

◇市町村との連携

- ・府内市町村と連携しながら、府内各地において、京都ジョブパークが出張相談、出張セミナー等を実施

◇経済団体との連携

- ・経済団体と連携して、「京都ジョブ博」を開催し、人材確保を強力に支援

◇社会保険労務士会との連携

- ・京都府社会保険労務士会と連携し、労働者の処遇改善や正規雇用化の推進、就労環境改善対策など新しいワークスタイルの推進に取り組む中小企業等をきめ細かく支援
- ・出前講座の実施
若者がアルバイトや就職する前の段階で、労働法令に関する知識や職業観を身につけ、仕事と生活の調和について理解するため、社会保険労務士等が高校や大学等に出向いて、講座を実施

◇教育機関等との連携

- ・教育機関、産業界、就業支援機関等で構成する「京都キャリア教育推進協議会」において、キャリア教育をオール京都体制で推進
- ・高校中退者や大学卒業後の早期離職者への支援

◇若者就職支援団体等との連携

- ・地域若者サポートステーション、京都自立就労サポートセンター及び「京都府青少年の社会的ひきこもり支援ネットワーク連絡会議」参画団体等のNPO等と連携し、就職が困難な若者に対する就職支援を実施